



社会福祉士・精神保健福祉士、関連資格について

国家資格は、社会福祉士国家試験受験資格取得を基本とし、さらに精神保健福祉士国家試験受験資格取得を目指すことができます。また、受講する科目によっては、福祉用具に関連した資格（例えば、福祉住環境コーディネーターなど）の取得も可能です。

社会福祉士受験資格

1. 社会福祉士とは

1987年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」による、わが国初めての社会福祉専門職です。指定された科目の国家試験に合格し登録することによって得られる資格です。その内容は「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」（社会福祉士及び介護福祉士法 第2条）です。

具体的には、地域で生活していたり、病院に入通院していたり、社会福祉施設に入所していたり通所していたりする高齢者、障害者、傷病者、子ども等に対して、その人らしく安心して生活を営むための生活支援を行ないます。生活を営むうえで様々な困難を抱えている人たちが及びその家族さらにその方が暮らしている地域社会等に関する相談にのり、人とその人を取り巻く環境全体を視野に入れ適切な助言や働きかけをします。

このように社会福祉士とは、幅広い知識と専門的技術を駆使して援助や相談業務を行う国家資格です。この資格を得るためには、受験資格を得て毎年1月に実施される国家試験に合格し、社会福祉士として登録しなければなりません。

2. 社会福祉士受験資格取得のための履修方法について

社会福祉士受験資格を取得するためには、在学中に下記の要件を満たすことが必要です。

- ① 社会福祉士養成の指定科目を卒業までにすべて修得しなければなりません
- ② 法令指定科目は、すべてその開講年次に単位を修得していくようにしなければ、実習に参加できなくなりますので努力してください。実習に出るまでの履修要件がありますので注意してください。

精神保健福祉士受験資格

1. 精神保健福祉士とは

「…精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもつて、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」（精神保健福祉士法 第2条）です。

具体的には、精神科病院、精神科診療所、保健所、精神保健福祉センターなどの医療・保健分野と、障害者総合支援法における主に精神障害者が利用する障害福祉サービス事業所などにおける、統合失調症やうつ病などの精神障害やその他さまざまな心の病を抱えた方への相談援助や地域生活支援、就労支援などが主な業務です。

この資格を得るためには、本学科において、在学中に精神保健福祉士の指定科目を修得した者が毎年1月頃実施される国家試験に合格し、登録しなければなりません。

2. 精神保健福祉士受験資格取得のための履修方法について

精神保健福祉士受験資格を取得するためには、在学中に下記の要件を満たすことが必要です。

- ① 精神保健福祉士養成の指定科目を卒業までにすべて修得しなければなりません。
- ② 指定科目は、すべてその開講年次に単位を修得していくようにしなければ、実習に参加できなくなりますので努力してください。また実習に出るまでには履修要件がありますので注意をしてください。

社会福祉主事任用資格

*任用資格とは特定の職業職位に任用されるための資格のことです。該当任用資格を取得後、当該職務に任用・任命されて初めて効力を発揮する資格です。

社会福祉主事は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に置かれる職であり、公務員として地方公共団体の福祉事務所において、援助を求めて相談に来る人々（高齢者、障害のある人など）に、適切な助言や指導を行います。社会福祉主事任用資格は、行政における特定の職である社会福祉主事に任用されるための資格であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されています。この任用資格は、社会リハ学科卒業と同時に取得できます（卒業時に申請してください）。

関連資格 ※取得希望者が、自身で講座申し込みや受験申し込みをします。

1. 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）

一般的にホームヘルパーとして仕事をする場合に、最低限必要とされる資格です。在宅の高齢者や障害のある人を訪問して、必要な介護や家事援助を行います。食事、入浴、排泄、着脱衣などの在宅での基本的な生活を継続できるように介護したり、調理、洗濯、買い物、掃除などの家事を援助したり代行したりします。資格を取得してアルバイトをしている先輩も多くいます。就職先によっては、この資格を取得してから入社するように求められることもあります。

※課外講座として学内で受講できます。詳しくは課外講座案内で確認してください。

2. 福祉住環境コーディネーター

高齢者や障害者に対して、住環境整備に関する医療・福祉・介護・建築について制度や福祉機器といった幅広い知識を身につけ、利用者の状況に応じた適切な住環境整備を提案できる人材の育成を目指します。社会福祉士や介護支援専門員などの専門職と共に取得することで活躍の場は広がります。卒業までに2級の資格を取得しておく、就職や仕事の上でも役立ちます。

主 催：東京商工会議所・施行商工会議所

受験資格：3級と2級は特になし。1級は2級合格者のみ

受 験 地：神戸学院大学有瀬キャンパス（50名以上の受験者となった場合）

もしくは住所地に近い受験会場

試 験：3級、2級

※大学で受験する場合、課外講座の窓口において試験申し込みができます。

3. 福祉用具専門相談員

介護保険の指定を受けた福祉用具貸与・販売事業所（福祉機器のレンタル・販売店等）に2名以上の配置が義務付けられている専門職です。他の介護保険サービスの専門職と連携しながら、高齢者の自立した生活を、福祉用具でサポートします。

主 催：厚生労働省

応募資格：特になし（5日間の講習を受講できる者）

講 習：都道府県知事の指定を受けた研修事業者が実施する「福祉用具専門相談員指定講習」（有料）を受講し、50時間のカリキュラムを修了する必要があります。講習の最後に、習熟度を測るための修了評価（筆記の方法による）がおこなわれます。講習では、福祉用具専門相談員の役割、介護保険制度等に関する基礎知識、高齢者と介護・医療に関する知識、個別の福祉用具に関する知識・技術（演習含む）、福祉用具サービス計画（個別援助計画）等について学習します。

受講方法：大学で講座は無いので、自分で開催される講習会を探し、申し込んで受講してください。最新の情報は（一般社団法人）全国福祉用具専門相談員協会のホームページ（<http://www.zfssk.com/index.php>）などで確認してください。

4. 福祉情報技術コーディネーター

障害者・高齢者のために、コンピュータを含む支援技術と、補助機材をその障害に応じて結びつけて自立をサポートできるように、環境提案と、その操作技術を教えるための指導者としての能力を認定します。具体的には、電子技術や情報技術などを基本とした支援技術を対象として、対象者の障害に応じた適切な補助機器を選定し、その操作技術を教授・支援する指導者としての能力を認定する資格です。大学の関連する講義を受講することで合格が容易になります。

主 催：財) 全日本情報学習振興協会

応募資格：受験時に 18 歳以上

*医療・福祉に関連する資格保持者は、試験の一部が免除されます。詳しくはホームページ (http://www.joho-gakushu.or.jp/wel/wel_naiyou.html) で確認してください。

試 験：年 2 回実施で 3 級、2 級、1 級があります。試験の時期と場所等は上記主催者のホームページで確認してください。

5. 重度訪問介護従業者

厚生労働省が定めた障害者総合支援法における居宅介護サービスの 1 つで、重度の障害があつて常時介護を必要とする方に、居宅における入浴や食事の介護などの日常生活のサポートや、外出の時に必要な移動中の介護をする者のことです。障害のある人に関わる仕事をするにあたって、最も取得しやすく最も必要とされる資格です。

主 催：厚生労働省

応募資格：特になし（3 日間の講習を受講できる者）

講 習：2 日間の講習、4 時間の実習を受講し、所定の課程を修了する必要があります。
※大学で講座はありません。自分で講座を見つけて、申し込む必要があります。